

文書分類番号	00	09	03	002	永 年	起案	平成 年 月 日	決裁	平成 年 月 日
議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	主 査	担 当	文書取扱主任		

第 28 回 総 務 文 教 常 任 委 員 会 会 議 録

開催年月日	平成 29 年 11 月 30 日（木曜日）	開会 9 時 57 分	閉会 12 時 06 分
開催場所	第一委員会室		
出席委員	関藤、安樂、清水、本間、渡邊、柴田	事務局	竹谷事務局長
	議長、副議長		菊田次長
欠席委員			藤井書記
説明員	別紙のとおり		
議 件	別紙のとおり		
議 事 概 要	1 所管からの報告事項について		
	次の事項について所管から説明を受け、質疑を行い、全て報告済みとした。		
	(1) 専決処分について		
	(2) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について		
	(3) 市制施行 60 年記念事業について		
	(4) 平成 29 年度一般会計補正予算について		
	(5) 振興公社ビルの現状及び旧中空知教育会館の無償譲渡経過並びに今後の方針等について		
	(6) 平成 29 年度全国学力・学習状況調査の結果について		
	(7) 調停の成立について		
	(8) 平成 29 年度一般会計補正予算について		
	(9) 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例について		
	2 第 4 回定例会以降の調査事項について～別紙		
	別紙調査項目のとおり決定した。		
	3 その他について		
	関藤委員長より、次回の委員会で道外視察の報告書についての意見交換を行う旨報告があった。		
	4 次回委員会の日程について		
正副委員長に一任することとした。			
上 記 記 載 の と お り 相 違 い な い。 総務文教常任委員長 関 藤 龍 也 ㊦			

平成29年11月28日

滝川市議会議長 水 口 典 一 様

滝川市長 前 田 康 吉
滝川市教育委員会教育長 山 崎 猛
滝川市選挙管理委員会委員長 藤 本 清 正

総務文教常任委員会への説明員の出席について

平成29年11月9日付け滝議第92号にて通知がありました第28回総務文教常任委員会への説明員の出席要求について、次の者を説明員として出席させますのでよろしくお願いします。

なお、公務等の都合により出席を予定している説明員が欠席する場合がありますので申し添えます。この場合、必要があるときは、所管の担当者を出席させますのでよろしくお願いします。

記

滝川市長の委任を受けた者

総務部長	中 島 純 一
総務部総務課長	鎌 田 清 孝
総務部総務課長補佐	小田桐 泉
総務部総務課係長	松 本 智 康
総務部企画課長	深 村 栄 司
総務部企画課長補佐	越 前 智香子
総務部企画課係長	安 田 健 二
総務部財政課長	堀之内 孝 則
総務部財政課長補佐	田 上 智 章
総務部財政課係長	岡 崎 卓 哉
総務部財政課係長	秋 山 恭 範
市民生活部長	舘 敏 弘
市民生活部税務課長	浦 川 学 央
市民生活部税務課長補佐	森 脇 修
市民生活部税務課長補佐	大 島 直 子
市民生活部税務課係長	石 原 禎 康

滝川市教育委員会教育長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者

教育部長	田 中 嘉 樹
教育部指導参事	栗 井 康 裕
教育部教育総務課長	諏 佐 孝
教育部教育総務課長補佐	寺 嶋 悟
教育部教育総務課係長	山 本 健 裕
教育部教育総務課主査	堤 雅 宏
教育部学校運営課長	橋 本 啓 二
教育部学校運営課係長	高 橋 伸 明

教育部学校運営課主任級主事
教育部学校運営課主任級主事
教育部学校運営課主事
教育部社会教育課長
教育部社会教育課長補佐
教育部社会教育課係長

山 田 智 彦
磯 野 郁 美
井 上 翔 太
景 由 隆 寛
中 寺 静 江
石 黒 靖 久

滝川市選挙管理委員会委員長の委任及び滝川市長の委嘱を受けた者
選挙管理委員会事務局長

越 前 充

(総務部総務課法制文書係)

第28回 総務文教常任委員会

日 時 平成29年11月30日（木）

午前10時00分～

場 所 第一委員会室

○ 開 会

○ 委員長挨拶（委員動静）

1 所管からの報告事項について（◎は議案関連）

《選挙管理委員会》

◎（１）専決処分について（資料）選挙管理委員会

《市民生活部》

◎（２）滝川市税条例等の一部を改正する条例について（資料）税 務 課

《総務部》

（３）市制施行60年記念事業について（資料）総 務 課

◎（４）平成29年度一般会計補正予算について（資料）企 画 課

（５）振興公社ビルの現状及び旧中空知教育会館の無償譲渡経過並びに今後の（資料）財 政 課
方針等について

《教育部》

（６）平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について（資料）教育総務課

◎（７）調停の成立について（資料）教育総務課

◎（８）平成29年度一般会計補正予算について（資料）学校運営課

◎（９）滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例について（資料）社会教育課

2 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

3 その他について

4 次回委員会の日程について

○ 閉 会

第28回 総務文教常任委員会

H29.11.30(木)10:00～

第一委員会室

開 会 9:57

委員長 ただいまから第28回総務文教常任委員会を開催いたします。

委員動静報告

委員長 委員動静につきましては、全員出席、正副議長の出席をいただいております。館内議員の傍聴を許可しております。

1 所管からの報告事項について

委員長 それでは、早速所管からの報告事項に入りますが、議案関連は(1)、(2)、(4)、(7)、(8)、(9)となっておりますので、ご注意ください。

それでは、選挙管理委員会から(1)、専決処分についての説明を求めます。

(1) 専決処分について

越前事務局長 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

(2)、滝川市税条例等の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(2) 滝川市税条例等の一部を改正する条例について

森脇課長補佐 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

柴 田 1 ページ目の市民税に関する改正の中の附則第5条関係、多様な働き方に中立的な仕組みを構築する観点というのは、どういう意味か説明していただきたいと思います。

大島課長補佐 国の施策で就業調整をめぐるいろいろな課題がございまして、その部分について今回大きく改正されることになったのですが、配偶者控除や配偶者特別控除の範囲をふやすだけではなくて、それに伴って、収入の高い方たちの納税額についてもこれまでの控除額を減らす改正も同時にされておりました、減額のみではなくて増額になる部分もあるということで、そういった言葉を使わせていただいたところです。今回の市民税の非課税の範囲に関する部分についてですが、今までは控除対象配偶者というところが納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が38万円以下の者全てが該当になっていたところ、今回の改正において、前年の合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者についてはこれを適用しないことにしました。それに伴って、これまでの控除対象配偶者という言葉そのまま使い続けられなくなり、同じ意味として同一生計配偶者という言葉新たにをつくって、控除がとれる控除対象配偶者という部分を同一生計配偶者の中の一部として新たに定義づけされたことによる改正になります。

柴 田 要するに一面的な改正ではなくて、それを補う部分の改正も一緒に行ったので、中立的という言葉が使われたということで理解します。

委員長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして（３）、市制施行60年記念事業についての説明を求めます。
（３）市制施行60年記念事業について
小田桐課長補佐 （別紙資料に基づき説明する。）
委員 長 説明が終わりました。
質疑ございますか。
本 間 まず、予算がつくのは新年度からだが、その前に実行委員会を立ち上げたいから、この説明が行われているのではないかと思うのですけれども、実行委員会はどういう人たちが構成されるのかが1つ。
それから、これはいろんなことを決められているのですけれども、実行委員会で決めるわけですよね。これは、たたき台としてなのかどうか。
それと、250人の方が式典参加者で、何で懇親会が50人なのだろうと思ってしまっているのですが、どうしてこのようになっているのか伺います。
鎌田課長 まず、新年度予算で計上ということですが、既に一部60年記念事業ということでの寄附金をいただいている部分もございますので、想定する範囲内で予算を計上し、簡素な形で行いたいということの考えが1つあるということ。
それから、実行委員会の立ち上げのタイミングについても、これはあくまでも案でございますけれども、新年交礼会の実行委員会、こちらをベースに考えてございます。
それから、あくまでもお話があったとおり、事務局レベル的なものの企画書案ということでございます。全ては当然実行委員会立ち上げ後にご議論いただきまして、最終的には成案になることをご理解いただきたいと思います。
それから、250名の案内者、これもあくまでも案ということですが、50名程度というのは、基本的には遠方からお越しいただいた皆さんと市側の主要なメンバーで懇親を深めるようなことを案で、企画しているレベルでございます。
本 間 実行委員会はいつ立ち上げようとされているのか伺います。
鎌田課長 今回ご報告させていただきました中身を踏まえまして、早ければ12月中には実行委員会を皆さんにお願いしながら立ち上げたいと考えてございます。
委員 長 ほかに質疑ございますか。
（なしの声あり）
委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、（４）、平成29年度一般会計補正予算についての説明を求めます。
（４）平成29年度一般会計補正予算について
安田係長 （別紙資料に基づき説明する。）
委員 長 説明が終わりました。
質疑ございますか。
（なしの声あり）
委員 長 それでは、報告済みといたします。
続きまして、（５）、振興公社ビルの現状及び旧中空知教育会館の無償譲渡経過並びに今後の方針等についての説明を求めます。
（５）振興公社ビルの現状及び旧中空知教育会館の無償譲渡経過並びに今後の方針等について
堀之内課長 （別紙資料に基づき説明する。）
委員 長 説明が終わりました。

質疑ございますか。

清 水

まず1点目、旧中空知教育会館の耐震性はどのような状況になっているか。

2点目、平成29年5月に話を受け、9月にはもう既に決定しているのです。これは、議会にはその判断をする前に説明も全くないということで、事後説明になり、もうほとんどレールは敷かれているという状況なのだが、こういう議会との関係でいいのかというのが2点目。

3点目、これは新たな振興公社ビルだけでも、結局市が改修をして公社に貸して、そして公社が賃貸すると。この場合に幾らで貸すのか、また公社は当然これまでとほぼ似たような料金で貸すと思うが、どう見込んでいるか。

4点目、移転する8利用者に対する補償費用について。

5点目、そもそも振興公社のためにという表現もされているのですが、振興公社の収入減を防ぐということが書かれているのだけれども、私は何か勘違いしているのではないのかと思うのです。振興公社に対する6億円、滝川市がほとんど貸しているわけです。365日貸しているわけです。1日だけ一借を活用しているわけだけれども、金利が安いから滝川市は公社がやっていけると思っているかもしれないけれども、今滝川市の公社に貸している率は、恐らく0.1パーセントもいっていないのではないか。これがいわゆるデフレが終わって4パーセント、5パーセントの時代になったら、1年間に3,000万円。そういう爆弾性を秘めているというのがこの公社の経営の一つの問題点です。だから、永久的にこの利率が続くことでこれを進めているというように思うのです。財政課長がどのように今後の10年単位、新たに無償譲渡を受けるということになったわけだから、それについての考えを伺います。

6点目、今滝川市は全道35市でも夕張に次ぐ厳しい財政状況です。経常収支比率が97パーセント以上という状態というのは、砂川市が80パーセント前半ですから、1年間に使えるお金が砂川並みだったら20億円あるところが2億円しかないのです。そういう状況の中で、こういう新たな資産を抱え込むと。これは、開店するときにもまた1,000万円ぐらいのお金がかかるわけです。だから、そういったことをストックマネジメント計画の中でどのように位置づけて、検討して結論を出したのか。

秋山係長

まず、1点目の耐震性ですが、旧耐震、新耐震で大きく分けられるということはお存じだと思うのですが、昭和56年5月以前、6月以降で分かれています。先ほど課長からも説明があったとおり、現在の振興公社ビルについては昭和43年に建築されたというもので、それと1種構造であるということも含めて旧耐震、旧中空知教育会館につきましては昭和57年に建築されておりますので、新耐震という扱いです。今現在の施設より耐震性はあるという判断で、改修を進めるということに至りました。

堀之内課長

まず、2点目の5月に話を受けて9月に契約をしたと、議会軽視ではないかというご質疑だと思います。率直におわびしたいと思っています。ただ、実は9月議会以降だったのですが、もっと後に受け取るような感じ、要は公社ビルとの兼ね合いで動いたのですけれども、急遽9月をお願いしたいという申し出をいただいたということもありまして、時間軸のずれがあったものですから、その辺については議会軽視ではないかと受けとめられても仕方ないと思っています。そこは率直におわび申し上げたいと思いますが、こういった時期になってしまったということで、ぜひご理解いただければ助かります。

それと、振興公社の賃貸の関係、総額でいいますと、現在8団体で今の振興公社ビルは345万円、それに対して今度新しい建物になると215万円ぐらいということで、振興公社自体が減収にはなってしまうという状況であります。それと、滝川市が振興公社に貸すのは、貸付料率の関係があるのですけれども、年間二十四、五万円ぐらいかなと。これは評価額が1月に出てくるものですから、そのときに新年度予算にあわせて新たな算定を出したいと思っています。

それと、4点目の補償につきましては、振興公社側で移転補償の協議を直接相手方としているということです。私どもは移転補償の交渉はしていません。それから、振興公社の収入減を防ぐ、6億円を貸し付けてということですが、まずご指摘がありましたとおり、1日で貸して、返すというオーバーナイトの取り扱いについては1日分の金利ということでやっておりますので、年間ずっと金利をつけているということではなくて、それも市中銀行から借りて、すぐ返しているということで、市中銀行にもできるだけ金利の低下の交渉もさせていただいております。それが1日で貸して、返した1日分の金利を合わせてお支払いしているということです。ご理解いただければと思います。

あと、今後こういった施設を受け入れるということで振興公社の今後の10年間、長期展望はどうなるのだということでもあります。まず、振興公社の貸付金については毎年予算、決算を見ていただくとわかっていただけたと思うのですが、若干なりとも貸し付けが減る減少傾向にあるということで、毎年例えば500万円なり1,000万円なり、公社で経営努力をして貸付金を返していただいている状況であります。そういうところからすれば、公社を守るということではなく、貸し付けの部分を定期的にご返済いただいて、時間はかかりますが振興公社としての役目も果たしていただきながら、貸付金も減らしていただくというところの総合的な判断をしているというところをご理解賜ればと思います。

あと、何十年か後にまた解体ということのご質疑ですが、確かにおっしゃるとおりだと思います。ただ、今入居している団体の移転先、こういったものも配慮していかなければならないということもありましたし、そこを振興公社、それから担当する課とも協議していったということで、ストックマネジメントともそういった協議をして、代替施設で対応していくということで内部整理的にはしていると。もちろん公共施設全体を減らしていくという方針そのものは変わってはいないのですけれども、今ある振興公社が危険建築物になりつつあるということをもっと優先的に考えて、そういったところであわせて協議して考えたということですので、ご理解いただければと思います。

清 水

今回新振興公社ビルの改修工事が単位は書いていませんけれども、400万円ということだと思うのですが、これはこの大きさで400万円程度というのは外装ではないというのははっきりわかるのだけれども、外装は今どんな状況で、今後10年間にどれぐらい費用がかかるという試算をしているのか。

2点目は、東洋大学の先生の指導のもとに、ストックマネジメントですごい計画を発表したではないですか、1,200億円かかるという報告書を出しているわけです。状況はどうなっているかといったら、市内に空きビル、空き室、空き家がどんどんふえているわけです。こんなときに何で民間市場にあえて公費で手を突っ込まなければいけないのかということは、私は市民に対する説明がきちんと要と思う。これから市民に説明していかなければならないことがどれだけたくさんあるのか。施設が使えなくなります。お願いします。我慢してくだ

さい。負担がふえます。よろしくお願いします。これは絶対説明してください。公共施設マネジメントとの関係で市民に対してどういう説明をするのか。それと、1日の金利のことを聞いたのではないのです。残りの365日の分、要するに市の会計間の金利と同じ金利で貸しているわけでしょう。それは0.1パーセントもいっていない、0.0何パーセントだと思うのです。普通だったら、どんなに安くたって運転資金は2パーセント、3パーセント取られるでしょう。だから、振興公社を延命させるということ、何でもかんでもやってしまうのか。そういうことを聞いたかったのです。

秋山係長

まず、今後の改修費はどのくらいを考えているのかというところだったのですが、直直なところ細かくは出してはいません。そのかわり、私も現地調査に行き、どのような改修が必要かということで見えてきたところですが、外壁については一部早急に直す形にしています。屋根についても一部さびている部分があったのですが、さびの対応と塗装で大丈夫だということで、直近の改修としてはこの400万円の中には入っている形になっています。その後、建物の外装として今後10年ぐらいいは改修は不要かなと考えています。

堀之内課長

まず、マネジメント計画の関係で民間市場に何でも手を突っ込むのだということですが、これはまず無償譲渡で受けたということで、購入はしていません。それと、今の振興公社ビルは公共施設マネジメント計画の中で将来的に解体する施設ということでのっています。事業内訓練センターということでのっています。そういった意味で、その建物を解体するということの計画があったということ、財源的にも有利なものがあったということ、時限措置であるということ。それから、買っているのならわかるのですが、無償譲渡を受けたということ。改修費はもちろんかかりますけれども、民間市場に手を突っ込むという感覚は全く持っていません。公社ビルを解体して、皆さんお好きなところにどうぞというのが本当に正しかったのか。そうすると、やはり一定の行き先を確保してあげるといことは、公社が運営管理をしますけれども、市の施設ですから、そういう意味ではある程度責任も果たしていかなければならないということがあったのと、たまたま教育会館の無償譲渡ということを受けたということもありますので、そこがマッチングしたと考えております。

それから、公社の金利、もちろん会計間貸し付けの部分でやっていますが、だから公社がやっていると、そういうことではなくて、公社は公社でゴルフ場であったり、学生会館であったり、いろいろ運営をしていますし、公社は公社の努力をしています。

清 水

まず、民間については感覚がわからないという答弁だったけれども、市内に空き家、空きビル、空き室がどんどんふえているときに、そこを選んでもらったらどうですかと言ったら、課長は今入っている方々の移転を考えなければいけない。建物が古くなって使えなくなりましたので、移転してくださいというのは、これは日本の市場原則でしょう。公共だから、それは違いますと、守りますというのは、公営住宅ならわかります。社会福祉協議会だとか、公的な組織は違うと思うけれども、ここに書かれているトラック協会、クリーン環境協同組合、司法書士事務所、文化連盟、プレコン協同組合、こういう施設は社協と違うでしょう。安く次へ移るところの家賃を保障しなければならない団体にならないでしょう。そう考えたら、市場原理に任す。民間でやるところに手を突っ込むなどというのは、そういう意味で言ったのです。今の振興公社ビルを解

体することに何の異論もないです。大賛成です。私が言っているのは、新たに無償譲渡を受け入れたという、この1点なのです。ということで、もう一度、民間の原理に任すべきだったのではないかとというのが1点。

もう一点は、事業を縮小するということは言えると思うのです。これまで駐車場事業だとか、これは明らかに事業を縮小してきているのです。そういう流れの中の一つとして建物賃貸業も縮小していくことでよかったのではないのか、それが今の滝川市のストックマネジメント計画をする上での基本的な考え方にしなければならないのではないかと、そういうことで言ったのです。

それと、金利だけで公社を支えているわけではない、それはそうです。一生懸命やられている。けれども、実際には仮に5パーセントの市場金利になったら3,000万円になってしまう。そういうことで財政課長の考え方を聞きたいということです。

委員長

清水委員、今の質疑の内容等を精査しまして、公社の経営状況等の報告ではなく、あくまでも振興公社の中に入っている現在の移転等についてとその経過、現状についての説明です。そこまで突っ込んだ質疑となると筋が外れてくるような気がしますので、答弁できる範囲、一応総合的に市民説明ということになると思いますので、そこら辺をご留意して答弁お願いいたします。

堀之内課長

もちろん用意しないで、どこかへ行ってくださいというのも、それは法律的に罰せられるものでも何でもないというのはわかります。ただ、先ほどから言っているとおり、振興公社そのものが急激に収入減になってしまうということは、総体で考えていくと先ほど申し上げたとおり貸付金の返済にも影響が出るのではないかと、ひいてはそれによって滝川市が貸し付けているものがまたふえたりと、そういうところも考えなければならないだろうということを先ほどご説明申し上げております。それが公社を守る。事業を縮小させるためにそれが弊害なのだと言われてしまうと、急激な変化に公社が対応できないということになったときの影響も考慮していかなければならないこともあります。全てドライにきれいにしていきますというのは、これまでの経過もありますし、いろんな運営もありますし、財政問題もありますし、建物の状況もあるということで、今回ご質疑いただいている内容については理解できるのですが、総合的な判断があるというところをご理解いただけないかなと思っています。

清水

今はっきり民間市場原理に任せる、そうですねと言いましたよね。それが本来そうすべきところを公社の収入を減らさないために今回の措置をとったと。それが全てではないけれども、それが大きな理由の一つ、3つの理由の中の一つだよね。それは何かというと、公社の借金6億円を返済してもらわなければならない団体だという、その本質を隠すことになるのです。これまでふれ愛の里の問題で、電気料金が5パーセント上がったときに、ふれ愛の里に対する指定管理負担金をふやした。下水料金、高いでしょうと下水料金を安くした。

委員長

清水委員、質疑をとめてください。

質疑の趣旨がだんだんずれていっているような気がします。今出てきている報告の内容とかけ離れたところにいく質疑に流れてきているので、質疑の趣旨のポイントだけ、何を聞いて何を答弁として引き出したいのかだけ明確に質疑してください。余りにも付随することが全部くっついてきていて、何を答弁としていいのかわからなくなる。

清水

先ほど民間原理に任せるのが基本的に正しいだろうと。しかし、公社のために

やるのだと。私は三セクに対する財政のあり方としては、こういうやり方は二度と行うべきではないと思いますが、お考えを伺います。

堀之内課長 先ほど民間市場原理をそうだとしたのは、民間市場原理を否定しているものではないと、これをそのまま民間市場原理を全て当てはめるという意味でそうだとしたというお話だったのですけれども、私は民間市場原理そのものを否定しているものは何もありませんというお話をしているだけで、そこはご理解いただきたいのと、それから三セクの赤字を隠しているつもりはございません。それは、決算書にも貸付金はしっかりとついていますし、裏で何か私どもが隠しているようなことも一切ございません。まとめて言いますと、先ほど言ったように総合的に判断させていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

委 員 長 市民説明の中身についてまで触れる必要はございません。市民説明するか、しないかだけでご答弁お願いします。この件について市民説明をしていただけるのかということなので、説明会とかそういうことではなくて、広報だとか、何らかの形で、こういう形になりましたというような内容で、清水委員は、市民説明というのはどこまでの内容を求めているのですか。

清 水 だから、先ほど言ったように、計画では公共施設を減らそうとしている。ところが、今回はせっかく振興公社ビルがなくなる。入居者の方については、民間原理でほかのビルに移っていただく選択肢がある中で、新たに無償譲渡を受け、市の公共施設が減るところを減らさなかったということで、ストックマネジメントの大きな考え方との関係を市民に説明すべきという質疑です。

中島部長 まず、市民説明という部分につきましては、今回は方向性を委員会に報告している段階ですので、今後これを進めていくということになりますと当然予算が関係していくということになります。市民に説明する上においては、こういった方向で進めていく上で、こういう予算を計上するという部分もあわせて説明する責任があると考えておりますので、これは新年度予算がある程度固まった段階で、そういう方向性と予算をセットで市民に、どういう形になるかは今の時点ではお答えできませんが、説明をさせていただく。当然予算が絡むということになると、市民説明、全体的な説明は当然しなければいけないということになりますので、そういった方向で検討していきたいと思っております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

本 間 先ほど議会軽視であるということにおわびをされていました。その件ですが、議会軽視というよりも手続の不備にも感じるものですから、端的にお答えいただければいいと思うのですけれども、議会のどのレベルにも相談していないのか。例えば議長に報告したのか、していないのか。そういうところについてお聞かせをいただきたいと思います。

堀之内課長 手続の不備ということで私どもも感じていて、おわびを申し上げたいと思いますが、議長、副議長には11月27日にご報告させていただいております。そういうことで、ご理解をお願いします。

本 間 その際に正副議長から、なぜこの時期に無償譲渡について初めて報告するのかというような指摘はありましたでしょうか。

堀之内課長 その際には、直接そういったご指摘はいただいております。

委 員 長 ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 報告済みといたします。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 11 : 10
再 開 11 : 12

委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
(6)、平成29年度全国学力・学習状況調査の結果についての説明を求めます。
(6) 平成29年度全国学力・学習状況調査の結果について

堤主査 (別紙資料に基づき説明する。)

委員長 説明が終わりました。
質疑ございますか。

本 間 小中学校両方に、滝川市の学力向上策の中にチームティーチング指導や習熟度別指導を取り入れ、一人一人の児童が抱える学習のつまずきの解消や発展的な学習の充実に取り組んでいるとあります。チームティーチングはやられていると思うのですが、習熟度別の指導はどのようにやっているのか、具体的に教えていただきたいと思います。

堤主査 例えば、算数の時間の単元のまとめに当たるところで、子供たちにいわゆるレディネステスト、どれぐらい理解しているかというテストを実施し、理解が進んでいる子供と理解が進んでいない子供を確認した上で、子供自身の判断も加味しながら、2つのグループに分けます。教室を別にしまして、それぞれの教室に1人ずつ教員がついて、しっかりと定着している子供たちにはより発展的な問題、習得した知識を活用して発展的な問題に取り組ませるような授業を展開し、まだ基礎基本の定着が十分ではない子供については改めて基礎的なことから習得が図られるような、具体物を使ったり I C T機器を使って理解を深めるような指導をする。そういった指導方法が習熟度別指導となってございます。

本 間 それは、いつからやられていますか。

堤主査 具体的に平成何年からというのはお答えできないのですが、そういった指導がされて、もう10年ほどたつかなと認識しております。ここ数年でそういった授業形態が行われているというものではございません。

本 間 では、もう一度確認だけさせていただきますけれども、習熟度をはかり、クラスを別なクラスに分けて、習熟度に合わせたスピードなり、それから内容の充実なりで分けていって指導するということが10年以上前から続いていたと。実は、ずっとそのことを意識しているいろんな場面で主張してきたのですが、ことごとく否定されてきたのです。今言ったのが、確認ですけれども、正しいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

堤主査 毎時間その方式でということではございません。例えばまとめの時間ですとか、授業の途中でそういった指導方法を取り入れて子供にしっかりと知識や技能を習得させると、また発展的な問題に取り組ませるということで、非常に効果的な指導方法であると考えてございます。

本 間 まとめ時間というのが具体的にわからないのですが、それは例えば1週間に1回あるのか、どの程度あるのか教えていただきたいと思います。

堤主査 複数の教員で行うチームティーチング授業の全体の約半分の時数は、習熟度の方式で指導されてございます。

委員長 ほかに質疑ございますか。

清水 1点目は、学校ごとに分けた公表はしていないということですが、各学校には

成績の全国、全道比較等が当然報告されていて、それを各学校が回覧とか学校だよりで報告していると思うのです。ということは、それを全部集めたら比較できるのかということの確認です。

2点目は、3ページの一番下です。学力向上策の4点目、放課後等の学習機会提供を推進し、補充的・発展的な学習に取り組ませるとともに、児童の家庭学習への意欲化を図っていると。この具体的な内容、どのような頻度、またどの学校でもか、あるいはどの学年でもか、そういったことで概要を伺います。

3点目は、4ページの横棒グラフの下段の真ん中、他者・社会への意識ということで、人が困っているときは進んで助けていますかというのが小学校の場合80.4パーセント、全国も余り変わらないのですけれども、一方、7ページの下段の左です。中学校でも82.3パーセントで、比較すると80.4から82.3パーセント。全国では85.3から84.4に下がっている。こういった意識というのは、例えば成人であればぐっと高くなるのか、どの程度であれば適正というか、上昇させるためにどんな対策を立てているのかということについて伺いたします。

5点目、確認をしますが、5ページの中の円グラフの上段右、これは何についてのグラフか書いていないので、これを説明していただきたいということ。家庭でということで、上の多角形グラフの右側の3点、1日当たりテレビ、DVDを見る時間は2時間より少ない、あるいはゲームをする時間、スマホ、携帯を使う時間。これは、全国、全道との相対比は出ているのだけれども、絶対値については上段の真ん中にゲームに費やす時間は書かれているのですが、テレビ、DVDやスマホ、携帯の時間の絶対値は載っていない。上段の右端がその一つである可能性は高いのだけれども、左上にテレビに費やすと書いてあるので、正確に言うとこれはテレビ及びDVDということであれば、3つ載っているということなのですが、それについて伺いたします。また、特に中学校でお聞きしたいのですけれども、1日6時間以上ITで過ごしているのがどの程度いるのかについて伺います。

堤 主 査

6点目、8ページも中学校ということですから同じことをお聞きします。学校ごとの公表は、学校は市内10校ともにそれぞれ学校だより等で自校の学力の状況や生活習慣の状況を地域、保護者に公表してございます。しかし、実際の平均正答率の数値は使わずに教育委員会と同じく文言、文章表現により各学校も公表してございますので、比較対照されることにはならないだろうと考えてございます。

それと、放課後の学習機会の提供についての部分でございます。頻度ということでしたが、おおむね週2日から3日程度、放課後の時間を使い、学年を分けた形で、北海道教育委員会が発行していますチャレンジテスト等を使い、理解を深める、また独自のプリント教材を使うなど、放課後の学習をしているというところでございます。そういったプログラム化をして指導している学校は4校ございまして、残り2校については次年度から週何日というような形で行うことを今校内で議論されていると聞いております。

それと、4ページの人が困っているときは進んで助けていますかという部分で、小から中にかけて割合が上がっていきっていると、それについてはどういふことが必要かと私は認識したのですけれども、道德教育の充実ですとか、あと共同的な活動体験を意図的、計画的に学校教育の中に位置づけるなど、そういった取り組みが重要かと考えてございます。

それと、5ページの右側のグラフが何をあらわしているかということでしたが、申しわけございません。こちらについてはゲームに費やす時間の北海道の小学生と滝川の小学生の時間の割合を円グラフでわかるように示したものでございまして、こちらもゲームに費やす時間をあらわすグラフになってございます。それと、絶対値について、テレビ、DVD、スマホ、携帯の時間が出ていないのではというご指摘でしたが、こちらについては特に小学生についてはゲームの時間がふえているということで、ゲームにかかわる実態を地域、保護者に発信しようということで、重点的に紙面に取り上げた関係でテレビやDVD、スマートフォンについての記載できなかったということになってございます。

清 水

2点目の放課後等の学習機会提供の生徒の参加状況。学校としては期待数というのがあるが、それに対してどうなのか伺います。

最後のご答弁で、ゲーム時間が多いということがかなり教育委員会としても保護者とともに改善したいと受け取ったのですが、どれくらい深刻なのかというのは、新聞等でそれはわからないわけではないのだけれども、それが成長に多大な影響があるということ、その状況について教育委員会の認識をお伺いしたいと思います。

委 員 長

今の質疑で、放課後の参加者状況はある程度明確な答弁があるかと思えますけれども、もう一つについては、これは教育委員会としては多分こういう調査結果が出たという報告のもとで出てきているだけのことであって、今清水委員が言われた質疑の内容は、教育委員会として100パーセント把握し切れる内容ではないと思うので、教育委員会として把握できている内容についてのみご答弁願います。

堤 主 査

まず、放課後学習の参加状況でございますが、今現在手元に各学校の参加人数の資料を持ち合わせておりませんので、後からお知らせしたいと思います。

もう一点については、確かにゲームの時間が多いということはこの調査からわかったところでございます。実際子供たちが具体的に何時間、どのようなツールを使ってゲームをしているといった部分について把握し切れておりませんし、詳細な分析もできてございませんので、説明することは難しいかと思えます。

委 員 長

今の参加状況の数値等について、もしわかるのであれば、各学校でどのぐらいの人数が参加しているか資料にまとめていただければと思います。

堤 主 査

わかりました。

委 員 長

ほかに質疑ございますか。

渡 邊

児童質問紙調査という中で、3ページ、国語の授業、算数の授業、よくわかるというのは小学生のパーセントが出て、それが比例して正答率に反映していると思う。中学校を見ると若干低く数値が出ていて、正答率も平均値より若干低いという結果に対して、市の学力向上策を挙げているのかなと思います。その中の3ページの一番下、小学校においては授業改善推進チームの活用をやるから、授業の内容がよくわかるということですよ。そのことと、中学校にこういう改善推進チームを設けるとか、そういうようなことがこの結果から見て必要だと考えるかどうか伺います。

堤 主 査

授業改善推進チームの活用事業につきましては、道教委の事業を活用し、3校の教員がそれぞれ3校を巡回し、指導するというような内容になってございます。これが一定の効果を持って今回の結果になっただろうと考えてございます。一方、中学校にはこの事業が適用できないとなっておりまして、本当はこれ

が中学校でもできれば、小学校と同じような効果が期待できるのかなとは考えているのですけれども、実情としてこの事業を中学校に活用することができないので、また別の視点から中学校の学力向上策については考えていく必要があるだろうと考えます。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

なければ、報告済みといたします。

続きまして、(7)調停の成立についての説明を求めます。

(7)調停の成立について

寺嶋課長補佐

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

報告済みといたします。

続きまして、(8)平成29年度一般会計補正予算についての説明を求めます。

(8)平成29年度一般会計補正予算について

山田主任級主事

(別紙資料に基づき説明する。)

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

清水

要保護、準要保護児童就学援助費についてですが、年度後に支給、あるいは、当年度の所得によって就学援助の入学準備金を支給していたことからの変更になるわけです。1つは、中学校の場合は前年度の所得で決定をするということですから、新年度仮に、前年度支給対象だったけれども、新年度は支給対象にならない場合、あるいはその逆はどのような対応をされるのか。

また、2点目、小学校に入学する場合どのような形で周知して、対象者になり得る方々が全員捕捉できると、申請できるということなのか、細かい内容なので、事前にお聞きしておきたいと思います。

高橋係長

1点目の中学校、新中学1年生の関係についてです。今回認定するのは、今年度認定者になります。今年度認定者につきましては、新入学児童生徒準備金という名目を今回要綱改正によって設けまして、支給をするという形になります。翌年度認定者につきましては、平成30年度認定者ですけれども、こちらは従来の児童生徒学用品費等という名目で支給をするという形になります。それで、前年度に準備金を受けた方については新年度の学用品費については対象外とするという形の要綱改正を行っていく、その形で対応していきたいと思っております。

2点目の新小学校1年生の周知になりますが、これは私たちも非常に課題だと思っておりました。次に皆さんが集まれる機会というのは、実は一日入学のときしかありません。そのときでははっきり言いまして前倒し支給には間に合いませんので、今議会を経て補正予算が成立した後に、新入学予定者全戸に案内を通知、申請書も同封しまして申請を受けていきたいと思っております。ただ、説明がうまくできないので、場合によっては全戸まで行き渡らない、全戸の申請が受けられないかもしれませんが、その際は先ほど申しました新年度の新入学児童生徒学用品費等で救っていければと思っております。

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長

それでは、報告済みといたします。

続きまして、(9) 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例についての説明を求めます。

(9) 滝川市石狩川河川敷パークゴルフ場条例の一部を改正する条例について
(別紙資料に基づき説明する。)

石黒係長

委員長

説明が終わりました。

質疑ございますか。

本 間

参考資料に利用総数と利用収入のみが書かれていますが、人件費の関係とかの曖昧な部分は多分あると思うのですけれども、支出がどうなっているかを知らない、どうしてこれをしなければならないのかということにもつながってこない、その資料をいただければと思います。

委員長

景由課長

所管で用意できますか。

今本間委員からもありましたとおり、人件費の部分と通年を通してかかる支出額というのがございますので、営業期間中の支出ということに限定をすると、どこで区切るかというところがあるのですけれども、どのような形がよろしいでしょうか。

本 間

一応こちらで判断する部分もあるので、できれば幾つかの角度からというか、実際かかる例えば年間の総体的な人件費と、それから現場における今までの営業期間内のもの、その両方をいただければと思います。

景由課長

見込みという形では算出していますので、それを今ご答弁させていただきます。今支出状況が確定しているのは10月までということでございますけれども、その支出の中身も、初年度ということもございまして、初期投資に相当する部分、これは今後経常的にはかかってこないという部分もございます。その部分を除かせていただいた形でいきますと、確定ではないですが、恐らく経常的には二千二、三百万円かかってくるだろうと考えてございます。それは、経常的な部分ということに限定させていただいてございます。

収入、使用料についてはもうこれ以上入ってくる予定はございませんので、837万200円で確定でございます。プラス、施設命名権、ネーミングライツの収入でございますけれども、これは年額30万円ということで収入させていただいてございます。それと、諸収入でございますけれども、それ以外に大きなものとしては、当初からご説明申し上げてございますけれども、予算上は見えませんが、特別交付税ということで地域おこし協力隊に相当する分が400万円ということで、これも収支の計算の中に入れていただいて今までご説明をさせていただいております。ですので、使用料の部分は予算に比べると低くなってございますけれども、合計いたしますと約1,280万円という数字になりますので、恐らく経常的な部分の収支では1,000万円ほどの収入不足ということになるかと考えてございます。

委員長

今答弁いただいた内容で、資料としていただければということなのですから、ご用意できますか。

景由課長

はい。

委員長

資料要求することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

委員長

ほかに質疑ございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、報告済みといたします。

2 第4回定例会以降の調査事項について～別紙

委員長 それでは、第4回定例会以降の調査事項につきまして別紙のとおり確認してよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、そのように確認いたします。

3 その他について

委員長 その他について各委員の皆さんから何かございますか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、私から1点だけ。今年度の総務文教常任委員会の視察につきまして、視察の報告書ができ上がっております。その報告書については渡邊委員が参加していないということから、次の委員会のときに何かご意見があれば出していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

4 次回委員会の日程について

委員長 それでは、続きまして次回の委員会の日程につきましては、正副委員長にご一任願います。

それでは、これにて第28回総務文教常任委員会を閉会します。

閉 会 12:06